「特許の怪物」も使いよう

正当な権利行使の強化と、濫用を防ぐ条件

日本経済新聞 2026 年 11 月 2 日付論説の評釈
2026 年 11 月 4 日作成｜参考文献番号付き原稿

GPT-6 Astra

要旨

本記事は、単純なパテントトロール礼賛ではなく、乱訴の抑制と正当な権利行使の後押しを両立させる立場を示している。本稿は、日本企業が外部の専門事業者や訴訟を知財経営の選択肢に加える方向には賛成する。ただし、訴訟件数や回収額の増加を、研究開発・産業競争力の向上と同一視すべきではない。肯定論と否定論、パンテック事件の判決、日米の制度論を検討し、権利の質、交渉過程、事業との整合性、利益還元、外部事業者の行動を経営として管理することが必要であると論じる。[1]

資料と評価の区別　本稿は文末に掲げる公開資料を基礎とする。記事の記述、判決・法令・調査研究の内容、利害関係者の意見を区別し、独自の評価・提案は「本稿の評価」「私見」等として示す。紹介する賛否論は、日経記事への直接の反応ではなく、同じ問題を扱う議論である。本文中の［番号］は文末の参考文献に対応する。法案は提出時の内容として扱い、成立を前提としない。

1. 総合評価――問題提起には賛成。ただし、成功条件の検討が必要である

2026 年 11 月 2 日付の日本経済新聞記事「攻めの知財へ『特許の怪物』も使いよう　訴訟恐れぬ日本企業に」は、特許権の取得・保有にとどまらず、外部の専門事業者や訴訟も活用して、知財から価値を実現すべきだと提起する論説である。日本企業が訴訟を過度に恐れることを問題視し、韓国の NPE（非実施主体）、パンテック事件、米国の制度動向、日本の知財活用事業者などを紹介している。[1]（提供 PDF1–4 頁）

本稿の評価は、「経営への問題提起としては妥当であり、重要である。しかし、NPE による収益化が、研究開発の促進や日本の産業競争力向上につながる条件については、さらに踏み込む必要がある」というものである。

記事は、権利行使を無条件に称賛しているわけではない。乱訴の抑制を明記し、正当な NPE とトロールの違いにも言及している。そのため、「濫用の危険を無視している」と批判するのは適切ではない。むしろ検討すべきなのは、記事が掲げる「正当な権利行使」を、実務上どのように判定し、その利益を誰に、どの程度還元するのかという点である。[1]（提供 PDF3–4 頁）

2. 肯定論――「権利を持つだけ」から脱するという主張には説得力がある

2-1. 権利行使能力の不足は、発明の対価回収を妨げ得る

記事の最も重要な点は、研究開発や出願に投資しても、対価回収の段階で権利行使をためらえば、知財制度の経済的機能を十分に使えないという問題を提起したことである。[1]

例えば、有効な特許が侵害されていても、権利者に訴訟資金や証拠収集能力がなく、実施者がそれを見越して交渉を引き延ばす場合を考える。この場合、専門事業者による資金・人材・交渉能

力の提供は、紛争を不必要に作り出す行為ではなく、従来回収できなかった対価を実現する手段になり得る。

この立場を明確に示しているのが、米国の RESTORE Patent Rights Act を提案した議員らである。Coons 上院議員らは、差止めによる保護が弱いと、大企業が事前にライセンスを受けず、後から支払えばよいと考えるようになり、資力の乏しい発明者やスタートアップが不利になると主張している。これは制度強化を支持する当事者の見解であり、客観的に確定した制度評価と区別する必要があるが、肯定論の核心を示している。[2]

「トロール対策」だけを強調して、実施者による不当な支払回避を見落としてはいけない。 記事が日本企業に権利行使能力の強化を促す点は、この意味で評価できる。

2-2. 専門事業者への移転は、必ずしも紛争の増加を意味しない

特許取引には、権利をより適切に評価・利用・交渉できる主体へ移すという側面がある。

Galasso・Schankerman・Serrano の研究「Trading and enforcing patent rights」は、米国の個人所有特許に関する 1983–2000 年のデータを分析し、特許移転が平均的には訴訟を減らすとの結果を示している。ただし効果は一様ではなく、取引の特徴や、事業化・権利行使に関する当事者の能力の違いによって異なる。現代の NPE 一般の有益性を証明する研究ではないが、「特許を売買すると必ず紛争が増える」という見方には反証を与えている。[3]

日本でも、経済産業省の 2025 年 3 月「知財権集約ビジネス事例集」は、大企業の未活用知財を第三者へライセンスし、収入の一部を元の企業に還元する仕組みを紹介している。同時に、権利の強さを見極め、パテントトロールとの差別化を図る必要性も示している。[4]（9、11–12 頁）

したがって、記事が促す「NPE というだけで排除しない」という姿勢は妥当である。製造する能力、技術を移転する能力、権利を評価して対価を回収する能力を、すべて同じ会社が保有しなければならない理由はない。

2-3. 撤退・倒産後にも技術の価値を回収する意義がある

記事は、携帯電話メーカーとして経営破綻したパンテックの特許が、その後の知財活用につながったことを紹介している。[1]（提供 PDF2 頁）

このような事例を、単に「製品を作らなくなった会社が他社を訴えている」と見るのは一面的である。製品事業が成功しなかったことと、そこで生み出された技術に価値がないことは別問題だからである。

ただし、ここには二つの評価を分ける必要がある。**過去の研究開発投資の価値を回収することと、次の研究開発や新産業を生み出すことは同じではない。** 前者の成功だけで後者まで実現したと評価することはできず、この区別が記事の結論を検討する際に重要となる。

3. 否定論――発明の価値ではなく、争う費用を収益化する危険がある

3-1. 最大の問題は「製造しないこと」ではない

NPE への批判で最も説得力があるのは、非実施という属性そのものではなく、権利の強さや技術的貢献とは別に、相手方の訴訟負担を利用して支払いを得られることである。

米国 FTC の 2016 年調査は、第三者から特許を取得して権利行使する PAE（Patent Assertion Entity）を、訴訟型とポートフォリオ型に区別した。調査対象内では、訴訟型 PAE が提訴の 96%を占めた一方、収入は約 20%であり、ライセンス収入が初期段階の訴訟費用の下限より低い水準であるこ

とが多かった。FTC は、これを訴訟費用回避のための和解と整合的な結果としている。なお、これは 2009–2014 年を対象とする調査であり、現在の市場全体の比率ではない。[5]

この問題を踏まえると、正当性の判定は「和解できたか」「ライセンス契約を締結できたか」だけでは足りない。**相手方が支払ったという事実は、特許の有効性、侵害の存在、請求額の合理性が確認されたことと同義ではない。**

反対に、訴訟に至ったという理由だけで不当な請求と決めつけることもできない。記事のいう「正当な NPE とトロールの区別」は、最終的な契約形式ではなく、請求の実体と交渉過程で判断する必要がある。

3-2. 差止めが、技術的貢献を超えた交渉力を生む場合がある

米国の業界団体 CCIA は、RESTORE 法案に関する 2024 年 12 月 18 日の上院提出証言で、差止めを認めやすくすることに反対した。その中心的な懸念は、複雑な製品の一部分に関する特許であっても、製品全体の販売停止を背景に交渉できれば、当該発明の価値を超えた支払いを要求する力が生じることである。これは実施企業側の利害を持つ団体の主張であり、中立的な結論としてではなく、重要な反対論として読む必要がある。[6]（本文 9–11 頁）

支持側と反対側の議論を、本稿の観点から整理すると、次のようになる。

表 1　権利行使強化をめぐる主要な賛否論（本稿による整理）

論点	権利行使強化を支持する議論	慎重・反対の議論
交渉力	差止め等の現実的な可能性がなければ、実施者が支払いを回避する。	差止めの影響が大きすぎると、発明の価値を超えた支払いを迫れる。
外部専門家・資金	小規模な権利者にも権利行使の機会を与える。	回収利益を優先する運営が、紛争を増やすおそれがある。
社会的成果	発明の対価回収が、次の研究開発への誘因になる。	実施側の研究開発資金や製品供給を損なうおそれがある。

出所：[2][5][6][7]を踏まえて作成。政策的主張と実証研究の結果を区別して整理した。

これは「発明者保護か、侵害者保護か」という単純な対立ではない。権利者と実施者のどちらにも、不当な行動を選ぶ誘因が生じ得ることを前提に、制度を設計する問題である。

3-3. 研究開発への悪影響を示す研究も無視できない

Cohen・Gurun・Kominers の研究「Patent Trolls: Evidence from Targeted Firms」は、NPE が資金の豊富な企業などを対象とする傾向や、NPE との紛争で和解・敗訴した企業のイノベーション活動が低下する結果を報告している。これは分析対象の企業等に関する実証結果であり、すべての NPE 活動が不当であることや、社会全体の純損失を直接証明するものではない。それでも、「収益化が進めば研究開発も促進される」と一方向に評価できないことを示している。[7]

したがって、記事の結論を検証するには、権利者側の収入だけでなく、実施者側の負担、技術普及への影響、元の研究開発主体への還元まで見る必要がある。

4. パンテック事件――記事を支持する事例であると同時に、一般化には注意が必要である

4-1. 核心は、NPE という属性より FRAND 交渉への対応にある

記事が取り上げるのは、東京地裁 2025 年 6 月 23 日判決・令和 5 年（ワ）第 70501 号である。標準必須特許（SEP）について、公正・合理的・非差別的な条件（FRAND 条件）によるライセンスと差止請求の関係が問題となった事件である。[8]

判決で重要なのは、グーグル側が裁判所での和解協議に同意しながら、裁判所の求めに応じた販売額・販売台数の開示や算定方式を踏まえた案の提示をしなかった点である。裁判所は、こうした事情からライセンス意思を否定し、差止請求は権利濫用とはいえないと判断した。[8]（58–62 頁）

しかし、判決は当事者間の交渉経緯だけでは、グーグル側にライセンス意思がなかったとは認めていない。 同社の指摘自体は特段不合理ではなく、パンテック側も誠実な回答など、交渉を進める方策を必ずしも尽くしていなかったと指摘している。[8]（63–64 頁）

したがって、この事件を「NPE による権利行使が全面的に肯定された」「大企業の一貫した不誠実さが認定された」という物語に単純化すべきではない。なお、記事はその後の和解を伝えているが、本稿が法的判断として検討するのは上記地裁判決であり、上級審による同判断の維持・確定を前提とするものではない。[1]（提供 PDF2 頁）

本稿の評価では、ここから得られる教訓は、権利者が NPE であっても適切な条件下で差止めが認められることと、権利者・実施者双方の具体的な交渉行動が重要になることである。

4-2. 日本の差止制度と米国の議論を混同しないことも重要である

日本の特許法 100 条は、特許権者等による差止請求を規定しており、権利者が自ら製品を製造していることを条文上の要件としていない。したがって、本件を「日本では従来、NPE だから差止めができなかったところ、今回初めてできるようになった」と理解するのは適切ではない。[9]

米国では、eBay 判決が恒久的差止めについて伝統的な四要素の判断枠組みを適用するとした一方、非実施・ライセンス志向であることを理由に一律に救済を否定する考え方も採っていない。日米では差止めをめぐる法的枠組みが異なる点に注意が必要である。[10]

本件の難しさは、一般的な特許侵害事件における差止めではなく、FRAND 宣言をした標準必須特許について、どのような交渉状況なら差止請求が許されるかという点にある。[8]

また、裁判所が求めた算定方法への異論と、交渉の不誠実な拒絶をどのように区別するかは、私見では今後も注意して検討すべき論点である。権利者側だけでなく、実施者側にも、合理的な根拠を示して争う余地が必要だからである。

5. 記事の論証で、さらに補強が必要な点

5-1. 「訴訟を恐れる文化」が主要因だという説明は、まだ仮説である

記事は、日本が知財活用で見劣りする理由の一つとして、訴訟を過度に恐れる企業文化を挙げ、知的創造サイクルラボによる企業との対話を紹介している。これは現場の問題意識を伝える材料として有用である。[1]（提供 PDF1、4 頁）

ただし、その証言だけでは、訴訟回避がどの程度「文化」に由来し、どの程度が合理的な経済判断なのかは分からない。

例えば、得られるライセンス収入より顧客との取引利益が大きい、反訴や取引縮小のリスクが高い、侵害の立証が難しい、権利の有効性に不安がある、といった事情があれば、提訴しない判断にも合理性がある。

したがって、必要なのは「訴訟しない会社は消極的だ」という評価ではない。**訴訟を選ぶ理由も、訴訟を選ばない理由も、経営として説明できる状態にすることが重要である。**

5-2. 訴訟件数の増加は、それ自体では望ましい成果ではない

提供 PDF3 頁の図は、日米の特許訴訟新受件数について、2023 年を底とする増加を示している。ただし、日本と米国は別の縦軸で示されており、この図はまず件数とその推移を表すものである。[1]（提供 PDF3 頁）

そこから、権利行使が活発化している可能性は読み取れても、発明への適切な対価が増えたのか、訴訟負担が増えたのか、研究開発や技術移転が改善したのかまでは分からない。

訴訟件数は活動量の指標であり、知財戦略の成功指標ではない。 記事は訴訟増加自体を明示的な目標としているわけではないが、図と「攻めの知財」という見出しを結び付けて読む際には、この点を補足する必要がある。

5-3. 収益化から研究開発への還元には、いくつもの条件がある

記事は、権利者が利益を得ることによる新たな研究開発投資の促進や、産業の新陳代謝への貢献を期待している。[1]（提供 PDF4 頁）

その方向性は理解できる。しかし、実際には、回収金額から、費用・報酬等を控除した利益、元の企業・発明者への還元、新たな研究開発への資金配分へと至る各段階を検証しなければならない。

専門事業者の回収額が大きくても、元の企業に戻る額が小さい場合や、回収まで長期間を要する場合には、売却元にとって期待した成果にならない可能性がある。また、収入が得られたとしても、その使途が研究開発になるとは限らない。

したがって、「回収できた」という事例は収益化の可能性を示すが、**「産業競争力が向上する」という結論には、別の証拠が必要である。**

6. 制度・共同事業の提案は、メリットと副作用を一体で検討すべきである

6-1. パテントプール構想は有望だが、共同で強く請求すればよいわけではない

記事では、経済安全保障上重要な技術について、日本企業が特許を持ち寄り、共同で訴訟やライセンス活動に取り組む構想が紹介されている。これは、個社では確保しにくい評価・交渉・資金調達能力を共同化する提案として注目できる。[1]（提供 PDF4 頁）

一方、公正取引委員会の標準化に伴うパテントプールの指針は、権利処理費用を削減する効果を認めつつ、競合する特許の集約、ライセンス条件、事業者間の情報共有などによって競争上の問題が生じ得ることも示している。なお、同指針は標準化に伴うプールを対象とするものであり、記事が提案する枠組み全般への適用関係は、個別の設計に応じて検討する必要がある。[11]

私見では、構想の評価には、集める特許が相互補完的か、それとも代替技術同士か、個別ライセンスを妨げないか、不必要な特許まで一括して取得させないか、といった検討が不可欠である。

「日本企業の利益」や「経済安全保障」という目的があっても、仕組みの適正さを問わなくてよくなるわけではない。 共同化すべきなのは、単なる圧力ではなく、権利評価と効率的・合理的なライセンスの能力である。

なお、NPE、パテントプール、訴訟ファンドは同じものではない。権利を保有・行使する主体、複数の権利をまとめて許諾する仕組み、資金を供給する機能として分けて評価すると、記事の提案を具体化しやすくなる。

6-2. 損害賠償制度の強化と、NPE 活用の評価は分けて考える

記事は、日本で、悪質な侵害による利益を侵害者の手元に残さない仕組みが検討されていると紹介している。これは記事における検討状況の記述であり、新制度が既に導入されたという意味ではない。[1]（提供 PDF3 頁）

また、日本の特許法 102 条 2 項には、侵害者の利益を権利者の損害額と推定する仕組みが既にある。ただし、これは侵害者の利益すべてを無条件に取り上げる制度と同じではなく、損害との関係について推定の覆滅が問題となる。[9][12]

制度論では、損害の填補、侵害利益を基準とした損害推定、利益の吐き出し、制裁的な上乗せを分けて議論すべきである。

私見では、「侵害してから払えばよい」という行動を抑える必要性は認められる。一方、有効性や侵害の成否に合理的な争いがある案件まで、結果的に敗訴したことだけで悪質と扱えば、正当な事業活動や防御を萎縮させる。悪質性の判定基準と、金額の合理性を同時に設計することが必要である。

米国についても、2025 年 2 月 25 日に提出された RESTORE 法案は、侵害を認める終局判決が出た場合に、恒久的差止めを認めるべきとの「反証可能な推定」を設ける内容である。提案内容を、無条件・自動的な差止めと理解することはできず、法案提出という事実と、制度の成立・効果の評価は区別しなければならない。本稿は提出時条文を検討対象とする。[13]

7. 日本企業への実務的な示唆——外部業者の行動と利益配分を管理する

以下は、記事の提案を実務へ落とし込むための本稿の評価枠組みである。一律の法的要件ではなく、外部事業者への委託・売却・共同事業を判断する際の確認事項である。

表 2　外部事業者の活用判断のための確認事項（本稿の提案）

評価項目	確認すべきこと
権利と請求の質	有効性・侵害の根拠が具体的か。請求の合理性を、相手の防御費用とは別に説明できるか。
事業との整合性	顧客、供給者、共同開発先、グループ会社への影響を含め、自社の事業利益と整合するか。
利益の還元	総回収額ではなく、費用・報酬等を控除した自社への還元額と回収期間が明確か。
意思決定と契約	提訴・和解を誰が決めるか。対象先、再譲渡、維持費、報告義務、終了時の取扱いを合意できているか。
経営上の成果	収入以外にも、技術移転、事業の自由度、協業、新規事業、研究開発への効果を検証できるか。

ここで重要なのは、外部の専門性を借りることと、経営判断まで委ねることを区別することである。

また、直接収入のない特許が、直ちに「未活用」であるとは限らない。自社製品に使っていなくても、防御、クロスライセンス、将来の事業転換などに価値を持つ可能性がある。外部への売却は、こうした保有価値と比較して判断する必要がある。

「攻めの知財」をライセンス収入に狭めず、事業上の選択肢を増やし、価値を確保する活動として捉えることが重要である。

結論――「訴訟を恐れない」より、「権利行使を経営として判断できる」企業へ

この記事の意義は、「ものづくり企業は訴訟や NPE と距離を置くべきだ」という固定観念を問い直し、権利行使・ライセンス・外部資金を知財経営の選択肢として示したことにある。この問題提起には賛成である。[1]

一方、記事で示された事例や動向だけでは、NPE の活用が常に研究開発や日本の産業競争力を高めるとはいえない。正当な権利行使と濫用を区別する基準、元の企業・発明者への利益還元、実施者側への影響、競争法上の条件を具体化する必要がある。[3][5][7][11]

したがって、本記事は、NPE 活用の成功条件を実証した論説というより、日本企業の行動転換を促す問題提起として高く評価すべきものと考える。

> 日本企業は、正当な権利行使をためらう必要はない。しかし、訴訟件数や回収額の増加を、そのまま「攻めの知財」の成功とみなしてはならない。外部の専門事業者を活用する価値は、技術的貢献に見合う対価を確保し、その利益を事業成長や次の研究開発につなげられるかにある。必要なのは、訴訟を恐れないことだけではなく、訴訟の価値と副作用を評価し、相手方との交渉、外部事業者の行動、利益配分を経営として管理できることである。

「NPE 活用への偏見をなくす」という記事の方向には賛成する。ただし、その推進は「正当な権利行使を選別し、成果を検証する仕組み」と一体で行うべきである。

参考文献・参照資料

[1] 瀬川奈都子（編集委員）「攻めの知財へ『特許の怪物』も使いよう　訴訟恐れぬ日本企業に」『日本経済新聞』電子版、Deep Insight、2026 年 11 月 2 日 10:00。

URL：https://www.nikkei.com/article/DGXZQOCD027UW0S6A001C2000000/

[2] Office of U.S. Senator Chris Coons. “Senator Coons, colleagues introduce bipartisan, bicameral bill to restore injunctive relief for patent infringement.” Press release, February 26, 2025.

URL：https://www.coons.senate.gov/news/press-releases/senator-coons-colleagues-introduce-bipartisan-bicameral-bill-to-restore-injunctive-relief-for-patent-infringement-2025/

[3] Galasso, Alberto, Mark Schankerman, and Carlos J. Serrano. “Trading and enforcing patent rights.” The RAND Journal of Economics, vol. 44, no. 2, 2013, pp. 275–312. First published online June 18, 2013. DOI: 10.1111/1756-2171.12020.

URL：https://doi.org/10.1111/1756-2171.12020

[4] 経済産業省『知財権集約ビジネス事例集』2025 年 3 月。調査実施事業者：株式会社野村総合研究所。

URL：https://www.meti.go.jp/policy/intellectual_assets/pdf/royalty_business.pdf

[5] Federal Trade Commission. Patent Assertion Entity Activity: An FTC Study. October 2016. あわせて同委員会公表資料 “FTC Report Sheds New Light on How Patent Assertion Entities Operate; Recommends Patent Litigation Reforms,” October 6, 2016 を参照。

URL：https://www.ftc.gov/reports/patent-assertion-entity-activity-ftc-study

URL：https://www.ftc.gov/news-events/news/press-releases/2016/10/ftc-report-sheds-new-light-how-patent-assertion-entities-operate-recommends-patent-litigation

[6] Landau, Joshua. Written Testimony for “The RESTORE Patent Rights Act: Restoring America’s Status as the Global IP Leader.” U.S. Senate, Committee on the Judiciary, Subcommittee on Intellectual Property, December 18, 2024. Computer & Communications Industry Association (CCIA).

URL：https://ccianet.org/wp-content/uploads/2024/12/Testimony-of-Joshua-Landau-for-Dec-18-SJCIP-Hearing-on-RESTORE.pdf

[7] Cohen, Lauren, Umit G. Gurun, and Scott Duke Kominers. “Patent Trolls: Evidence from Targeted Firms.” Management Science, vol. 65, no. 12, December 2019, pp. 5461–5486. Published online September 3, 2019. DOI: 10.1287/mnsc.2018.3147.

URL：https://doi.org/10.1287/mnsc.2018.3147

URL：https://www.nber.org/papers/w20322

[8] 東京地方裁判所民事第 40 部令和 7 年 6 月 23 日判決、令和 5 年（ワ）第 70501 号、特許権侵害差止請求事件（パンテック コーポレーション対グーグル合同会社）。裁判所ウェブサイト掲載判決。

URL：https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-94450.pdf

[9] 特許法（昭和 34 年法律第 121 号）、第 100 条（差止請求権）、第 102 条（損害の額の推定等）、特に同条第 2 項。e-Gov 法令検索。

URL：https://laws.e-gov.go.jp/document?lawid=334AC0000000121

[10] eBay Inc. v. MercExchange, L.L.C., 547 U.S. 388 (2006), No. 05-130, decided May 15, 2006. Opinion of the Court by Justice Thomas. Cornell Law School, Legal Information Institute 収録。

URL：https://www.law.cornell.edu/supct/html/05-130.ZO.html

[11] 公正取引委員会「標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独占禁止法上の考え方」2005 年 6 月 29 日、2007 年 9 月 28 日改正。

URL：https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/patent.html

[12] 特許庁「特許権侵害への救済手続」経済産業省特許庁ウェブサイト。
URL：https://www.jpo.go.jp/support/ipr/patent-kyusai.html

[13] United States Congress, 119th Congress, 1st Session. S. 708, RESTORE Patent Rights Act of 2025 (Realizing Engineering, Science, and Technology Opportunities by Restoring Exclusive Patent Rights Act of 2025). Introduced in Senate, February 25, 2025. U.S. Government Publishing Office, GovInfo, BILLS-119s708is.
URL：https://www.govinfo.gov/content/pkg/BILLS-119s708is/html/BILLS-119s708is.htm